資　料　提　供
令和８年３月31日
課　　名：経営革新課
担 当 者：和田
内　　線：3460
直通電話：082-513-3371

経営革新計画の承認について

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和８年３月に４件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,105件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者(※)の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

○令和８年３月に承認した経営革新計画

申請者 所在地	設　立	資本金 （千円）	従業員 （人）	業　種	経営革新計画のテーマ
エスワイファンド株式会社 広島市南区松原町	平成29年	9,999	2	不動産取引業	富裕層インバウンド向け一棟建てヴィラ、及び自社船舶での宮島クルーズの提供
有限会社　中川油業 三次市三和町	昭和48年	13,000	0	その他の小売業	ガソリンスタンドの既存資源を活用した新たなモビリティサービス事業の構築
小林（こばやし）　章人（あきひと） （fish works connect） 江田島市大柿町	－	－	0	水産養殖業	漁師業から付加価値創造型カキ養殖事業者への転換

上記以外の企業は、公表を希望されませんでした。

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html

(※)特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を言います。